

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（金融庁総合政策課）

項 目 名	NISA の利便性向上等		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	あらゆる世代が自身のライフプランに沿った形で資産形成を行えるよう、非課税保有限度額の当年中の復活や、つみたて投資枠における要件の整備等、NISA の利便性向上等にかかる所要の措置を講ずること。		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由		平年度の減収見込額	— 百万円
		(制度自体の減収額)	(— 百万円)
		(改正増減収額)	(— 百万円)
	(1) 政策目的 NISA の利便性の向上等により、これから資産形成を始めようとする若年層や高齢層などを含め、あらゆる世代の長期・安定的な資産形成を支援すること。 (2) 施策の必要性 NISA の抜本的拡充・恒久化等に伴い、若年層を含め、幅広い世代や所得階層にわたって NISA の利用が広がっている。 あらゆる世代の長期・安定的な資産形成を支援する観点から、令和 5 年度税制改正にて NISA の抜本的拡充・恒久化が行われ、また、令和 8 年度税制改正において、つみたて投資枠の年齢要件の撤廃など制度の一層の充実が図られたところ。 一人一人のライフプランに沿った安定的な資産形成を後押しするため、これまでの制度拡充を踏まえつつ、実務的な改善等を通じて、利便性の向上を進めることが必要。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本政策Ⅱ 利用者の保護と利用者利便の向上 施策1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施 資産所得倍増プラン（抄） 2. 目標 ○資産所得倍増プランの目標として、第一に、投資経験者の倍増を目指す。具体的には、5年間で、NISA 総口座数（一般・つみたて）を現在の1,700万から3,400万へと倍増させることを目指して制度整備を図る。 ○加えて、第二に、投資の倍増を目指す。具体的には、5年間で、NISA買付額を現在の28兆円から56兆円へと倍増させる。その後、家計による投資額（株式・投資信託・債券等の合計残高）の倍増を目指す。 国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（抄） Ⅱ 国民の安定的な資産形成の支援に関する施策 1 国民の安定的な資産形成に資する制度の整備 （2）新しいNISA 令和9年末時点におけるNISA 総口座数を3,400万へ、NISA 買付額を56兆円へ増加させることを目指す。 経済財政運営と改革の基本方針2026（抄） 第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保 1. 「強い経済」の実現 （2）成長基盤の強化 （成長を支える資金供給の促進） 「資産運用立国」の取組を更に発展させ、17の戦略分野等への成長投資や日本企業の事業再編・再構築を金融面で支えるため、「成長投資を促進するための金融戦略」を策定する。金融機関の資金供給・成長支援機能の強化や、厚みのある金融市場の実現、地域金融力の強化を図る。また、アセットオーナーの機能向上や、家計の安定的な資産形成促進、オンチェーン金融の推進を図る。個人向け国債の魅力向上による国内投資家層の拡大を図る 成長投資を促進するための金融戦略（抄） 3-3. 家計の安定的な資産形成の促進 （3）NISAについては、あらゆる世代の長期・安定的な資産形成を支援する観点から、令和5年度税制改正において制度の抜本的拡充・恒久化がなされ、また、令和8年度税制改正においても、つみたて投資枠の年齢要件の撤廃など制度の一層の充実が図られたところである。当面は、これまでの制度拡充の成果を踏まえ、実務的な改善を通じて継続的な利便性の向上を図りつつ、更なる普及・定着に向けて広報等の取組を進めていく。
			NISA の普及・利用促進により、家計の安定的な資産形成を促すこと。 令和9年末時点におけるNISA 総口座数を3,400万口座、NISA 買付額を56兆円とすること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	（「政策の達成目標」と同じ）

		政策目標の達成状況	口座数：2,821 万口座 買付額の合計：71.4 兆円 (出典) 金融庁「NISA 利用状況調査」(令和 7 年 12 月末時点)
	有効性	要望の措置の適用見込み	あらゆる世代の安定的な資産形成の促進につながる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	要望の措置は、あらゆる世代にとって制度を活用しやすくするものであり、家計の安定的な資産形成の促進に有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	要望の措置は、あらゆる世代にとって制度を活用しやすくするものであり、妥当である。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	口座数：2,821 万口座 買付額の合計：71.4 兆円 (出典) 金融庁「NISA 利用状況調査」(令和 7 年 12 月末時点)
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	口座数は 2,821 万口座(令和 7 年 12 月末時点)と、制度の普及・利用が進んでおり、家計の安定的な資産形成の促進に有効である。
		前回要望時の達成目標	—

	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—
これまでの 要 望 経 緯	・平成 21 年度改正 NISA の創設 ・平成 22 年度改正 NISA の法制化 ・平成 23 年度改正 NISA の利便性向上・事務手続の簡素化 ・平成 24 年度改正 NISA の利便性向上・事務手続の簡素化 ・平成 25 年度改正 NISA の恒久化等 ・平成 26 年度改正 NISA の利便性向上 ・平成 27 年度改正 ジュニア NISA の創設等 ・平成 28 年度改正 NISA の利便性向上 ・平成 29 年度改正 つみたて NISA の創設等 ・平成 30 年度改正 NISA 等の利便性向上・充実等 ・平成 31 年度（令和元年度）改正 NISA 制度の恒久化等 ・令和 2 年度改正 NISA の恒久化等 ・令和 3 年度改正 NISA 口座等の利便性向上 ・令和 4 年度改正 NISA 口座開設時におけるマイナンバーカードの活用等 ・令和 5 年度改正 NISA の恒久化等 ・令和 6 年度改正 NISA の利便性向上等 ・令和 7 年度改正 NISA の利便性向上等 ・令和 8 年度改正 NISA 対象商品の拡充を含む制度の充実	

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 (新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長)

(金融庁総合政策課)

項 目 名	特定信託受益権（信託型ステーブルコイン）に係る所要の措置		
税 目	所得税、相続税、租税条約等実施特例法		
要 望 の 内 容	特定信託受益権に係る信託について、受益者等の変更等があった場合における相続税法上の「信託に関する受益者別調書」及び所得税法上の「信託の計算書」について提出を不要とするなど、所要の措置を講ずること。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	－ 百万円 (－ 百万円) (－ 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 デジタル技術を用いた金融サービス・取引の健全な発展を図ること。 (2) 施策の必要性 相続税法上、信託の受託者は、信託の効力が生じた場合や受益者等が変更された場合には、受益者等の氏名、信託財産の価額等を記載した調書（信託に関する受益者別調書）を、また、所得税法上、信託の受託者は、受益者等の氏名や信託財産に帰せられる収益・費用等を記載した調書（信託の計算書）等を税務署長に提出することとされている。 一方で、特定信託受益権（信託型ステーブルコイン）については、法定通貨と価値が連動する決済手段として、不特定多数の利用者間で転々流通し、頻繁かつ多数の取引に活用されることが想定されている。そのスキームにおいては、受託者が受益者（信託型ステーブルコインの保有者）の氏名等やその変更を把握することができない（受益者が信託型ステーブルコインの保有から収益を得ることも想定されていない。）。 我が国における金融サービス等のイノベーションの活性化等に資する環境整備を図る観点から、特定信託受益権（信託型ステーブルコイン）の特性に即した見直しが必要。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	I－2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	電子決済手段としての特定信託受益権（信託型ステーブルコイン）の特性を踏まえた見直しを行うことにより、デジタル技術を用いた金融サービス・取引の健全な発展に資すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	－
	有効性	要望の措置の適用見込み	信託型ステーブルコインの発行者（信託の受託者／法定調書の提出義務者）において適用される見込み。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	デジタル技術を用いた金融サービス・取引の健全な発展を図るためには、特定信託受益権（信託型ステーブルコイン）に係る税制上の所要の措置を講ずる必要があり、手段として有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	－
		要望の措置の妥当性	デジタル技術を用いた金融サービス・取引の健全な発展を図るためには、特定信託受益権（信託型ステーブルコイン）に係る税制上の所要の措置を講ずる必要があり、予算その他の措置によっては実現できないため、措置として妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		今年度が初めての要望である。

（金融庁総合政策課）

項 目 名	外国子会社合算税制（CFC 税制）に係る外国税控除制度の特例措置の拡充		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	法人税が導入されている国に所在する日本企業の孫会社等（外国子会社合算税制の対象となる外国法人）が、その本店所在地国以外の国において連結納税制度を適用している場合も、その本店所在地国以外の国の外国法人税額を外国税額控除の対象とする措置を講ずること。		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 国際的な税制環境の変化に対応し、外国子会社合算税制の適用に伴う意図しない二重課税を排除することにより、国内金融機関に過度な税負担が生じることを防ぎ、その国際的な競争力の維持・向上を図る。 (2) 施策の必要性 外国子会社合算税制は、我が国の企業とは別の独立した人格を有する外国関係会社の一定の所得を、その株主である内国法人の収益の額とみなして、合算課税する制度である。このため、外国関係会社の所得に対して他国で外国税が課されている場合は、国際的な二重課税が生ずることになる。 このような二重課税を排除するため、我が国では、外国で課された外国税額を一定の範囲内で納付すべき税額から控除する外国税額控除制度が認められている。 しかしながら、近年、一部の国・地域において法人税制度の整備が進められており、制度変更の結果、従来は外国税額控除の対象とされていた外国税額が控除対象外となる場合が生じ得る。この結果、同一所得に対して外国と我が国の双方で課税が行われ、外国税額控除による調整が十分に行われないことから、国際的な二重課税が発生するおそれがある。 こうした税負担は、海外で事業展開を行う国内金融機関に追加的な負担を生じさせることとなる。国際的な事業環境や各国税制の変化を踏まえ、二重課税を適切に排除し、国内金融機関に過度な税負担が生じない制度整備を行う必要がある。	平年度の減収見込額	— 百万円
		(制度自体の減収額)	(— 百万円)
		(改正増減収額)	(— 百万円)

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１ 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	国際的な税制環境の変化に対応し、外国子会社合算税制の適用に伴う意図しない二重課税を排除することにより、国内金融機関に過度な税負担が生じることを防ぎ、その国際的な競争力の維持・向上を図ること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	外国子会社を有する国内保険会社への適用が見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	税制上の環境が整備されることで、国内金融機関に過度な税負担が生じないようにすることにより、国内金融機関の海外事業展開が促進され、国際的な競争力が高まることが見込まれるため、有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	外国税額控除について、国際的な事業環境や各国税制の変化を考慮した措置を講じることで、国内金融機関に過度な税負担が生じないようにすることにより、国内金融機関の海外事業展開が促進され、国際的な競争力が高まることが見込まれるため、妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		令和元年度税制改正において、企業集団等所得課税規定について所要の措置が講じられた。

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（金融庁総合政策課）

項 目 名	店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税措置の恒久化及び拡充		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	国内金融機関等が外国金融機関等との間で行う店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税措置を恒久化（少なくとも延長）するとともに、海外ファンド等との間で行う店頭デリバティブ取引についても適用対象とするなど所要の措置を講ずること。		
	平年度の減収見込額	－ 百万円	
	（制度自体の減収額）	（ － 百万円）	
	（改正増減収額）	（ － 百万円）	
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的		
	国内金融機関等がクロスボーダーの店頭デリバティブ取引を円滑に実施することができる取引環境を整備することで、世界に開かれた市場としての機能強化を図る。		
	(2) 施策の必要性		
	金融機関同士が行う店頭デリバティブ取引については、差し入れられた証拠金に利子を付すのが一般的である。		
	諸外国では、当該利子に係る源泉徴収は不要とされているが、我が国では源泉徴収の対象となる。		
	このため、平成 27 年度税制改正において、諸外国とのイコールフィッティングを図る観点から、外国金融機関等が国内金融機関等に差し入れた証拠金に係る利子を非課税とする措置が講じられ、平成 30 年度税制改正、令和 3 年度税制改正及び令和 6 年度税制改正において、3 年間の延長がなされた。		
	しかしながら、当該措置は、令和 9 年 3 月 31 日までの時限措置であるため、安定したデリバティブ取引の環境整備を図る観点から、制度の恒久化（少なくとも延長）を行う必要がある。		
	また、本措置の対象は、外国金融機関等に限定されており、海外ファンド等との取引は適用対象外であるため、諸外国とのイコールフィッティングを図り、取引環境を整備する観点から、適用対象を拡充するなど所要の措置を講ずる必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１ 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	国内金融機関等がクロスボーダーの店頭デリバティブ取引を円滑に実施することができる取引環境を整備する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	（「政策の達成目標」と同じ）
		政策目標の達成状況	－
	有効性	要望の措置の適用見込み	外国金融機関等及び海外ファンド等に対して適用される見込み。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	現金担保の利子について、諸外国並みの税制が整備されることによって、国際的なデリバティブ市場における国内金融機関等と外国金融機関等又は海外ファンド等のイコールフィッティングが実現するため、手段として有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	－
		予算上の措置等の要求内容及び金額	－
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	－
		要望の措置の妥当性	国内金融機関等におけるクロスボーダーの店頭デリバティブ取引に関する現行税制を恒久化及び拡充するものであり、予算その他の措置では代替ができないため、措置として妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	国内金融機関等が外国金融機関等との間で行う店頭デリバティブ取引について、一定の外国金融機関等が活用していると見込まれる。
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	国内金融機関等と外国金融機関等の税制上のイコールフィッティングが確保される。
	前回要望時の達成目標	国内金融機関等がクロスボーダーの店頭デリバティブ取引を円滑に行えるよう、安定的な取引環境を整備する。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	着実に本措置を活用した取引が行われているが、時限措置であることから、安定的な取引環境の整備には至っていないため、所要の措置が必要。
これまでの要望経緯		・ 平成 27 年度税制改正 制度創設 ・ 平成 30 年度税制改正 3 年延長 ・ 令和 3 年度税制改正 3 年延長 ・ 令和 6 年度税制改正 3 年延長

令和 9 年度 税制改正 要望事項 (新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長)

(金融庁総合政策課)

項 目 名		OECD の新国際課税ルールに係る所要の措置	
税 目		法人税	
要 望 の 内 容	OECD の新国際課税ルールに係る国内法の整備については、国内金融機関に過度な事務負担が生じることのないよう、実務に配慮した措置を講じること。		
		平年度の減収見込額	— 百万円
		(制度自体の減収額)	(— 百万円)
		(改 正 増 減 収 額)	(— 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的		
	OECD の新国際課税ルールに係る国内法の整備については、実務に配慮した措置を講じることにより、国内金融機関に過度な事務負担が生じることがないようにすることで、国内金融機関の保護を図る。		
	(2) 施策の必要性		
	2021 年 10 月に国際的に合意された新国際課税ルールに関して、我が国においても、令和 5 年度税制改正により新国際課税ルールの第 2 の柱（グローバル・ミニマム課税）のうち所得合算ルール（IIR）、令和 7 年度税制改正により軽課税所得ルール（UTPR）及び国内ミニマム課税（QDMTT）が法制化された。		
	追加のガイダンス等 OECD において議論されるものについては、法整備が検討されているところ。		
	国内法の整備にあたっては、国内金融機関に過度な事務負担が生じることのないよう、実務に配慮した措置を講じる必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１ 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	OECD の新国際課税ルールに係る国内法の整備については、国内金融機関の実務に配慮した措置を講じること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	OECD の新国際課税ルールの適用がある国内金融機関が対象となる見込み。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	新たな税制の導入にあたり、実務に配慮した措置を講じることとは、国内金融機関の適正な業務遂行に資することが見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	新たな税制の導入にあたり、実務に配慮した措置を講じることとは、国内金融機関の適正な業務遂行に資するため、妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		令和６年度からの継続要望である。

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（金融庁総合政策課）

項 目 名	国際情勢を考慮した国際租税に係る所要の措置		
税 目	所得税、法人税		
要 望 の 内 容	租税条約の一部条項が相手国において停止されたことにより、実質的に租税条約の適用が受けられない場合に生じる外国税額について、外国税額控除を可能とするため、国際情勢を考慮した所要の措置を講ずる。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	— 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 国際情勢を考慮した制度・環境整備を行うことにより、国内金融機関に過度な税負担が生じることがないようにすることで、国内金融機関の保護を図る。 (2) 施策の必要性 我が国では、国際的な二重課税の排除方式として、外国で納付した外国税額を一定の範囲内で納付すべき税額から控除する外国税額控除制度が認められている。 ただし、租税条約を締結している場合、外国税額のうち租税条約の規定により条約相手国において課することができることとされる額を超える部分に相当する金額については、外国税額控除の対象外とされているところ。 租税条約の一部条項が相手国において停止されたことにより、実質的に租税条約の適用が受けられない場合に生じる外国税額についても、外国税額控除の適用が認められておらず、国内金融機関に追加的な税負担が生じているため、このような国際情勢を考慮した措置を講じる必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１ 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	外国税額控除について、国際情勢を考慮した措置を講じること、国内金融機関に過度な税負担が生じないようにすること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	租税条約の一部条項が停止された相手国に進出している国内金融機関への適用が見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	外国税額控除について、国際情勢を考慮した措置を講じること、国内金融機関に過度な税負担が生じないようにすることにより、国内金融機関の保護が図られるため、有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	外国税額控除について、国際情勢を考慮した措置を講じること、国内金融機関に過度な税負担が生じないようにすることにより、国内金融機関の保護が図られるため、妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		令和7年度からの継続要望である。

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁企画市場局総務課）

項 目 名	死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ		
税 目	相続税		
要 望 の 内 容	死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額※に「配偶者及び未成年の被扶養法定相続人数×500 万円」を加算すること。 ※ 法定相続人数×500 万円		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	▲26,671 百万円 （－ 百万円） （－ 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 国民一人ひとりが準備している死亡保障に対し、税制上の支援として具体的な措置を講じることにより、国民生活の安心と安定を図る。 (2) 施策の必要性 生命保険は被相続人（被保険者）がその死亡によって生じる遺族の経済的負担に備えるために加入するものであり、死亡保険金は他の相続財産と異なり、当初から明確に遺族の生活資金として目的付けされているものである。 死亡保険金が遺族の生活資金としてその生活安定のための役割を果たしている現状に鑑みれば、世帯主を亡くした配偶者と未成年の子からなる世帯において相続税納付後の生活資金をより確保していくための配慮が必要であることから、本施策は必要である。 また、平成 27 年 1 月より相続税の基礎控除が引き下げられたことから、相続税の課税対象となる者は増加し、遺族の生活資金としての死亡保険金の重要性も増加している。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項

合理性

政策体系における政策目的の位置付け

Ⅱ－１
利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施

政策の達成目標

世帯主の不慮の死亡に際し、遺族の生活資金の保障を一層高めることにより、国民生活の安定に資すること。

租税特別措置の適用又は延長期間

恒久措置とする。

同上の期間中の達成目標

政策の達成目標と同じ。

政策目標の達成状況

－

有効性

要望の措置の適用見込み

約 37 万人（令和 6 年の相続が発生した世帯における配偶者及び未成年の子の数の推計）

要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)

子育て世帯の 30 歳代から 40 歳代の男性の場合、死亡保険金の平均的な加入金額は約 2,100 万円^{（※１）}となっており、この金額は保険契約者（被相続人）の考える最低限必要な遺族の生活資金相当額と見なすことができる。

一方、社会的支援を要する母と未成年の子からなる遺族世帯においては、家計収支の現状^{（※２）}から、通常の勤労者世帯より家計が苦しい実態が窺えるところ。

さらに、相続財産の 36.8%が土地・家屋等の換金性の低い資産で占められている状況^{（※３）}や平均世帯人員数が減少傾向^{（※４）}となっており現行の非課税限度額（法定相続人数×500 万円）と遺族世帯が最低限必要な生活資金である死亡保険金の平均的な加入金額（約 2,100 万円）^{（※１）}との間に差異がある状況に鑑みると、母と未成年の子からなる遺族世帯に対して、相続税納付後の生活資金を確保していく措置が必要になるものと考えられる。

本要望は、こうした趣旨を実質的に担保しようとするものであり、政策の達成目標に照らし、有効な手段と考える。

（※１）「令和 7 年度 生活保障に関する調査」（生命保険文化センター）（子育て世帯・男性）

	30・40 代	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳
普通死亡保険金 額（平均）	2,144 万円	1,827 万円	2,148 万円	2,337 万円	2,037 万円

（※２）「令和 7 年 家計調査」（総務省）（１ヶ月ベース）

	実収入（①）	実支出（②）	収支（①－②）
母子世帯	325,022 円	303,168 円	21,854 円
勤労者世帯	653,901 円	467,790 円	186,111 円

相 当 性		(※3)「国税庁統計情報(令和6年度)」<table><tr><td>土地・家屋等(A)</td><td>課税価格合計(B)</td><td>(A/B)</td></tr><tr><td>取得財産価額</td><td>8,597,533 百万円</td><td>23,384,645 百万円</td><td>36.8%</td></tr></table> (※4)「令和6年 国民生活基礎調査の概況」(厚生労働省)<table><tr><td>昭和61年</td><td>令和7年</td></tr><tr><td>平均世帯人員数</td><td>3.22 人</td><td>2.17 人</td></tr></table>	土地・家屋等(A)	課税価格合計(B)	(A/B)	取得財産価額	8,597,533 百万円	23,384,645 百万円	36.8%	昭和61年	令和7年	平均世帯人員数	3.22 人	2.17 人
	土地・家屋等(A)	課税価格合計(B)	(A/B)											
	取得財産価額	8,597,533 百万円	23,384,645 百万円	36.8%										
	昭和61年	令和7年												
	平均世帯人員数	3.22 人	2.17 人											
当該要望項目以外の税制上の措置	なし													
予算上の措置等の要求内容及び金額	なし													
上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—													
要望の措置の妥当性	相続税納付後の生活資金を確保するための措置としては、予算その他の措置によるものよりも、死亡保険金の相続税非課税限度額を引上げる税制上の措置によるのが妥当である。													

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	本措置の適用による減税額(推計) ・平成30年 60,478 百万円 ・令和元年 58,393 百万円 ・令和2年 64,857 百万円 ・令和3年 75,682 百万円 ・令和4年 90,434 百万円 ・令和5年 98,217 百万円 ・令和6年 105,783 百万円 ※非課税限度額は、500 万円で計算。 ※国税庁統計年報の相続税課税実績に基づき、生命保険金等の取得財産価額がある被相続人のみを対象として推計したため、当該非課税措置を適用することで取得財産価額に生命保険金等が含まれなくなった者は除く。
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	生命保険については、遺族の生活資金をまかなう手段と考えている人が約5割 ^(※1) いる中、以下のとおり、遺族が被相続人の死後に直面する経済的負担に備えるために活用されている実態がある。

		① 死亡保険金の非課税措置を適用している相続人の取得財産に占める死亡保険金の割合は約 6.5%であるが、現預金及び退職手当金等の合計額（約 4,700 万円）と、相続税額及び債務等の合計額（約 4,600 万円）がほぼ同水準であること（※2）から、死亡保険金が遺族の生活資金等としての役割を果たしている。 ② なお、生命保険金等の取得財産価額がある被相続人（※3）についても、加入目的等に関する調査結果において、「万一のときの家族の生活保障のため」は 50.0%である一方で、「相続および相続税の支払いを考えて」は 1.8%に過ぎない状況であり、主として生活資金等の確保を目的として加入したものであると考えられる（※4）。 こうした活用実態を踏まえれば、死亡保険金の一部に非課税措置が適用されることを通じて、国民生活の安心と安定に寄与している。 （※1）「令和6年度 生命保険に関する全国実態調査」（生命保険文化センター） （※2）死亡保険金の非課税措置を適用している相続人に係る取得財産の内訳 <table><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">相続財産全体</th><th colspan="6">内訳</th><th rowspan="2">債務等</th><th rowspan="2">相続税額</th></tr><tr><th>現預金等</th><th>死亡保険金等</th><th>退職手当金等</th><th>有価証券</th><th>土地等</th><th>その他</th></tr><tr><td>価額(千円)</td><td>212,111</td><td>41,560</td><td>13,747</td><td>5,248</td><td>19,661</td><td>97,301</td><td>34,594</td><td>25,299</td><td>20,667</td></tr><tr><td>割合(%)</td><td>100.0</td><td>19.6</td><td>6.5</td><td>2.5</td><td>9.3</td><td>45.9</td><td>16.2</td><td></td><td></td></tr></table> 出典：「平成18年度決算検査報告」（会計検査院） （※3）国税庁統計情報（令和6年）より算出したところによれば3分の1。 （※4）「令和6年度 生命保険に関する全国実態調査」（生命保険文化センター）		相続財産全体	内訳						債務等	相続税額	現預金等	死亡保険金等	退職手当金等	有価証券	土地等	その他	価額(千円)	212,111	41,560	13,747	5,248	19,661	97,301	34,594	25,299	20,667	割合(%)	100.0	19.6	6.5	2.5	9.3	45.9	16.2		
	相続財産全体	内訳						債務等	相続税額																													
		現預金等	死亡保険金等	退職手当金等	有価証券	土地等	その他																															
価額(千円)	212,111	41,560	13,747	5,248	19,661	97,301	34,594	25,299	20,667																													
割合(%)	100.0	19.6	6.5	2.5	9.3	45.9	16.2																															
	前回要望時の達成目標	世帯主の不慮の死亡に際し、遺族の生活資金の保障を一層高めることにより、国民生活の安定に資すること。																																				
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—																																				
これまでの要望経緯	昭和63年に法定相続人一人当たり250万円から500万円に引き上げられた。 本要望については、平成3年度税制改正より継続して要望している。																																					

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 (新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長)

(金融庁総合政策課)

項 目 名	上場株式等の相続税に係る見直し											
税 目	相続税											
要 望 の 内 容	国民の資産形成における安定的な上場株式等の保有を促すため、上場株式等について、相続税評価方法の見直し等を行うこと。 <table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>－</td><td>百万円</td></tr><tr><td>(制度自体の減収額)</td><td>(</td><td>－ 百万円)</td></tr><tr><td>(改正増減収額)</td><td>(</td><td>－ 百万円)</td></tr></table>			平年度の減収見込額	－	百万円	(制度自体の減収額)	(	－ 百万円)	(改正増減収額)	(	－ 百万円)
平年度の減収見込額	－	百万円										
(制度自体の減収額)	(	－ 百万円)										
(改正増減収額)	(	－ 百万円)										
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 上場株式等に係る相続税評価方法の見直し等を行うことにより、上場株式等と他の資産との間における相続税に係る負担感の差を解消し、国民の資産形成における安定的な上場株式等の保有を促すこと。 (2) 施策の必要性 相続財産となった上場株式等は、原則として、相続時点の時価で評価される。 他方、上場株式等は、相続後納付期限までの間における価格変動リスクが大きいかかわらず、不動産等と異なり時価の 100%で評価されること等から、相続前に売却され、他の資産への買換え等が行われるケースがみられるなど、国民の資産選択に歪みを与えているといった指摘がある。											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		政策の達成目標	上場株式等に係る相続税評価方法の見直し等を行うことにより、上場株式等と他の資産との間における相続税に係る負担感の差を解消し、国民の資産形成における安定的な上場株式等の保有を促すこと。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	（「政策の達成目標」と同じ）
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	3,541万人（2025年度 株主等通知用データ） （出典）証券保管振替機構 統計データ（2026年8月）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	上場株式等に係る相続税評価方法の見直し等を行うことにより、上場株式等と他の資産との間における相続税に係る負担感の差を解消し、国民の資産形成における安定的な上場株式等の保有を促す措置として有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	上場株式等と他の資産との間における相続税に係る負担感の差を解消し、国民の資産形成における安定的な上場株式等の保有を促すためには、上場株式等に係る相続税評価方法の見直し等が必要であり、税制上の措置を講じることが妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		平成 28 年度からの継続要望。

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁総合政策課）

項 目 名		相続財産に係る譲渡所得の課税の特例（取得費加算）に係る所要の措置										
税 目		所得税										
要 望 の 内 容	上場株式等又は一般株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされる場合であっても、相続財産に係る譲渡所得の課税の特例（取得費加算）の適用対象となることを法令上明確化すること。 <table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>—</td><td>百万円</td></tr><tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（</td><td>— 百万円）</td></tr><tr><td>（改正増減収額）</td><td>（</td><td>— 百万円）</td></tr></table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）										
（改正増減収額）	（	— 百万円）										
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 上場株式等又は一般株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされる場合についても、通常の譲渡同様、取得費加算の適用対象となることを法令上明確化することで、投資環境の更なる整備を図ること。 (2) 施策の必要性 相続又は遺贈により取得した株式等の相続財産を、一定期間内に「譲渡」した場合には、相続税額のうち譲渡した資産に対応する部分の金額を、その資産の譲渡所得の計算上、取得費に加算できるとされている。 取得費加算については、「相続財産の処分が相続の直後に行われる場合と、とくに相続税納付のために行われる場合には、納税者は相続税と譲渡所得税との二重課税を受けるとの印象をもつ」ことを踏まえて創設されたものであることから、当該趣旨を踏まえれば、上場株式等又は一般株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされる場合についても、取得費加算の適用対象となり得るものと考えられる。 しかしながら、法令上、取得費加算の対象となる「譲渡」には、上場株式等又は一般株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされるもの（みなし譲渡）が含まれていないことから、投資環境の更なる整備を図る観点から、みなし譲渡に該当する場合も取得費加算の適用対象となることを法令上明確化する必要がある。											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		政策の達成目標	上場株式等又は一般株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされる場合についても、通常の譲渡同様、取得費加算の適用対象となることを法令上明確化することで、投資環境の更なる整備を図ること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	（「政策の達成目標」と同じ）
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	直近３年以内に相続又は遺贈により取得した財産について、上場株式等又は一般株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされる者が対象となる見込み。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	要望の措置により、直近３年以内に相続又は遺贈により取得した財産について、上場株式等又は一般株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされる場合においても、通常の譲渡同様、取得費加算を適用できることが明確化されるため、投資環境の整備に資するものであり、有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	要望の措置は、投資環境の整備に資するものであり、妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		今年度が初めての要望である。

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁企画市場局信用課）

項 目 名	一定の外国発行の信託型ステーブルコインを電子決済手段として規定することに伴う所要の措置											
税 目	租税条約等実施特例法											
要 望 の 内 容	資金決済に関する法律第 2 条第 5 項第 4 号及び電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第 2 条第 3 項第 1 号に規定する電子決済手段（外国信託型ステーブルコイン）について、「非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度」の報告対象から、「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」の報告対象とすること。 <table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>—</td><td>百万円</td></tr><tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（</td><td>— 百万円）</td></tr><tr><td>（改正増減収額）</td><td>（</td><td>— 百万円）</td></tr></table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）										
（改正増減収額）	（	— 百万円）										
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 令和 8 年 6 月から施行した電子決済手段等取引業者に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令により、新たに規定された外国信託型ステーブルコインについて、当該電子決済手段の性質及び国際的な税務情報交換制度の趣旨を踏まえ、「非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度」の報告対象から、「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」の報告対象とすることとする。 (2) 施策の必要性 電子決済手段のうち、資金決済に関する法律第 2 条第 5 項第 1 号から第 3 号に規定する電子決済手段については「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」の報告対象とされている一方で、同項第 4 号に規定する電子決済手段（以下「4 号電子決済手段」という。）については、従来、通貨建資産に該当しない一定の暗号資産型デジタル資産が想定されてきたことを踏まえ、同制度の報告対象外となっており、「非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度」の報告対象とされている。 令和 8 年 6 月から施行した電子決済手段等取引業者に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令により、我が国の電子決済手段に関する法制度との同等性が確保された外国の法令に基づく信託の受益権（外国信託型ステーブルコイン）を、4 号電子決済手段として、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第 2 条第 3 項第 1 号に新たに規定したところ、当該電子決済手段は暗号資産型デジタル資産に該当しないものと考えられる。 そのため、4 号電子決済手段のうち外国信託型ステーブルコインについては、当該電子決済手段の性質及び制度趣旨を踏まえ、「非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度」の報告対象から、「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」の報告対象とする必要がある。											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置 の 妥 当 性	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別 措 置 の 適用実績	—
		租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	—
		租税特別措 置の適用に よる 効 果 (手段として の有効性)	—
		前回要望時 の達成目標	—
		前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—
これまでの 要 望 経 緯			令和８年６月から施行した電子決済手段等取引業者に関する 内閣府令等の一部を改正する内閣府令に基づき、今回新たに要 望を行うものである。

項目名	改正金融商品取引法等の施行に伴う所要の措置		
税目	所得税、法人税、租税条約等実施特例法、外国居住者等所得相互免除法		
要望の内容	【制度の概要】 第 221 回特別会において「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律」が成立（令和 8 年 7 月 15 日）、公布（同月 23 日）された。本改正法により、金融商品取引法の課徴金制度について以下の見直しを実施することとされた。 ・ 特定非財務情報監査証明業に係る規制の新設に伴う課徴金制度の整備 ・ 有価証券に係る開示規制・不公正取引規制の課徴金制度の見直し（算定方法の見直し及び対象の拡大等） ・ 暗号資産に係る情報公表規制・不公正取引規制の課徴金制度の整備 また、同改正法により、暗号資産取引に係る規制を資金決済法から金融商品取引法に移管することとされた。 【要望の内容】 上記改正により新たに課徴金制度の適用対象となる者及び行為に係る課徴金についても、現行と同様に、損金及び必要経費に算入しない取扱いを維持すること。既存の課徴金制度については、上記改正による課徴金の引上げにかかわらず、損金及び必要経費に算入しない取扱いを維持すること。 また、上記改正により暗号資産取引に係る規制が資金決済法から金融商品取引法に移管されるところ、租税条約等実施特例法及び外国居住者等所得相互免除法において、改正前の資金決済法上の「暗号資産」等の定義を引用していることから、上記改正法の施行に伴う所要の改正を行うこと。		
		平年度の減収見込額	— 百万円
		（制度自体の減収額）	（ — 百万円）
		（改正増減収額）	（ — 百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 我が国の金融及び資本市場の変化に対応しつつ、市場の公正性及び透明性並びに投資者保護を確保すること。 (2) 施策の必要性 改正法により、新たに課徴金制度の適用対象となる者及び行為並びに課徴金引上げの対象となる者及び行為に係る課徴金について、既に法人税法及び所得税法上の手当てがなされている「課徴金及び延滞金」と同様に取り扱うことにより、金融商品取引法上の「課徴金及び延滞金」の税法上の取扱いを統一することで、特定非財務情報監査証明業、有価証券に係る開示規制・不公正取引規制及び暗号資産に係る情報公表規制・不公正取引規制について適正な規制を確保し、市場の公正性・透明性を損なう行為を抑止する必要がある。 また、改正法により暗号資産取引に係る規制が資金決済法から金融商品取引法に移管されるところ、租税条約等実施特例法及び外国居住者等所得相互免除法においても、改正法の施行に伴う所要の改正を行う必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		令和８年７月に成立・公布した「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、今回新たに要望を行うものである。

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 (新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長)

(金融庁企画市場局総務課)

項 目 名		保険業に関する制度等の見直しに伴う所要の措置	
税 目		—	
要 望 の 内 容		保険業に関する制度等の見直しに伴う所要の措置を講ずること。	
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改 正 増 減 収 額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由		(1) 政策目的 保険業に関する制度等の見直しに伴い、現行の課税関係を踏まえ、必要に応じ、所要の措置を講ずること。	
		(2) 施策の必要性 保険業に関する制度等の見直しに伴い、現行の課税関係を踏まえ、必要に応じ、所要の措置を講ずる必要がある。	

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 (新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長)

(金融庁企画市場局総務課)

項 目 名		金融制度等の見直しに伴う所要の措置	
税 目		—	
要 望 の 内 容		金融制度等の見直しに伴う所要の措置を講ずること。	
		平年度の減収見込額	— 百万円
		(制度自体の減収額)	(— 百万円)
		(改正増減収額)	(— 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的	金融制度等の見直しに伴い、現行の課税関係を踏まえ、必要に応じ、所要の措置を講ずること。	
	(2) 施策の必要性		
		金融制度等の見直しに伴い、現行の課税関係を踏まえ、必要に応じ、所要の措置を講ずる必要がある。	

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（金融庁総合政策課）

項 目 名	銀行等の投資専門子会社による中小企業への出資に関する特例措置		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	【措置の概要】 研究開発税制、中小企業経営強化税制、賃上げ促進税制その他各種中小企業向け税制の適用対象となる中小企業者については、その発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を同一の大規模法人に所有されている法人等は除外されている（措令 27 の 4 ⑰）。 このため、銀行等の投資専門子会社が事業再生又は事業承継等を目的として中小企業へ出資を行う場合であっても、当該出資先企業が「みなし大企業」に該当し、中小企業向け税制措置の対象外となる場合がある。 【要望の内容】 事業再生又は事業承継支援等を目的として銀行等の投資専門子会社から出資を受けた企業について、中小企業向け税制措置の適用対象となる中小企業者の判定において、当該投資専門子会社を大規模法人に該当しないものとして取り扱うよう所要の措置を講ずることを要望する。		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）		▲19 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 地域の中小企業においては、経営者の高齢化や後継者不足の進展により、事業承継及び事業再生の必要性が高まっている。他方、事業再生や事業承継の局面では財務基盤が脆弱化しやすく、金融機関による融資のみならず、資本金資金の供給を通じた経営基盤の強化が重要となっている。 このため、銀行等の投資専門子会社によるリスクマネー供給を促進し、地域企業の事業価値向上、雇用維持及び地域経済の持続的発展を図ることを目的とする。 また、事業再生及び事業承継に取り組む中小企業について、中小企業向け税制措置の継続的な活用を可能とすることにより、生産性向上投資、設備投資及び賃上げを促進し、持続的な成長を実現することを目的とする。 (2) 施策の必要性 銀行等の投資専門子会社による出資は、一般事業会社による支配的な投資とは異なり、一定期間における企業価値向上及び事業再生・事業承継等の実現を目的としたものである。 しかしながら、現行制度では、銀行等の投資専門子会社が一定割合以上出資した場合、出資先企業が「みなし大企業」に該当し、研究開発税制、中小企業経営強化税制、賃上げ促進税制等の中小企業向け税制措置を活用できなくなる場合がある。 事業再生又は事業承継に取り組む企業にとって、これらの税制措置は経営改善や成長投資を支える重要な施策であり、その適用除外は再生・承継支援の効果を減殺するおそれがある。 このため、銀行等の投資専門子会社による事業再生会社及び事業承継会社等への出資については、「みなし大企業」判定における大規模法人の適用対象から除外し、出資先企業が中小企業向け税制措置を継続して活用できるよう制度を見直すことが必要不可欠である。 「成長投資を促進するための金融戦略」（令和8年7月21日）（抜粋） 中小企業へ一定以上の出資を行う場合、出資先が「みなし大企業」に該当し、中小企業向けの税制優遇が非適用となる取扱いについて、銀行等による事業再生・承継支援に係る出資を促進する観点から、見直しを検討する。
--	---

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	I－3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		政策の達成目標	銀行等の投資専門子会社による資本供給を通じて、事業再生企業の経営改善や事業承継企業の事業継続などを実現する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和9年度 204件 令和10年度 204件 令和11年度 204件 （注）令和8年度実績を記載。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置により、事業再生又は事業承継支援等を目的として銀行等の投資専門子会社から出資を受けた企業について、中小企業向け税制措置の継続的な活用が可能となることで、経営基盤の強化と成長投資が促進される。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	銀行等の投資専門子会社による出資は、一般事業会社による事業支配を目的とする投資ではなく、企業価値向上及び地域経済の維持を目的とするものである。 そのため、「大企業に実質的に支配される企業を中小企業税制の対象外とする」という現行制度の趣旨との整合性を損なうものではない。 したがって、事業再生又は事業承継等を目的とした銀行等の投資専門子会社による出資については、「みなし大企業」判定に

			おける大規模法人から除外する措置を講ずることが政策手段として妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯		—	

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 (新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長)

(金融庁総合政策課)

項 目 名		金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）	
税 目		所得税	
要 望 の 内 容		「金融所得課税の一体化」に向けて、以下の必要な税制上の措置等を講ずること。 1 投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、損益通算の範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大すること。 2 損益通算範囲の拡大に当たっては、特定口座を最大限活用すること。 3 制度導入に当たっては、個人投資家の利便性や金融機関の負担について十分配慮すること。	
		平年度の減収見込額	▲16,800 百万円
		(制度自体の減収額)	(— 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由		(改正増減収額)	(— 百万円)
		(1) 政策目的 個人投資家の市場参加を促し、株式や投資信託の保有を通じて、家計から供給される成長資金が、企業の設備投資やベンチャー投資に回ることで経済成長を促し、その成長の果実が家計に分配され、家計の資産形成を促進するといった経済の好循環の維持・拡大を図ること。	
		(2) 施策の必要性 わが国における個人投資家による成長資金の供給は、株式や公募投資信託などの現物取引が主流であり、ヘッジ手段としてのデリバティブ取引の活用は、限定的である。 こうした中、デリバティブ取引は、個人投資家にとっても、ヘッジや分散投資といった目的で行われることで、投資手段の幅を広げ、ひいては、現物投資の拡大とあいまって、家計による成長資金の供給の拡大と家計の資産形成につながっていくことが期待されるものであり、そのための投資環境の整備（損益通算の拡大）を進めていく必要がある。	

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		政策の達成目標	投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することで、個人投資家の市場参加を促し、企業の投資活動を通じた経済成長と、成長の果実の分配による家計の資産形成という経済の好循環の維持・拡大すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	デリバティブ取引等を行う個人投資家が適用対象。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することは、個人投資家の市場参加を促し、企業の投資活動を通じた経済成長と、成長の果実の分配による家計の資産形成という経済の好循環の維持・拡大を図るうえで有効である。 ・日本証券業協会加盟金融機関によるデリバティブ取引：約92万口座（日本証券業協会調べ） ・株式取引：約1,688万口座（証券保管振替機構「株式等振替制度 株式5 属性別株主数」）
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置 の 妥 当 性	予算その他の措置では投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を実現することはできないことから、税制面で整備することが妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	—	
	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—	
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	—	
	前回要望時 の達成目標	—	
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—	
これまでの 要 望 経 緯			平成 17 年度からの継続要望。

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁企画市場局総務課）

項 目 名	生命保険料控除制度の拡充の恒久化等		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	令和 8 年・9 年分所得税において講じられた、23 歳未満の扶養親族を有する場合の一般生命保険料控除枠の所得控除限度額に対する 2 万円の上乗せ措置を恒久化するなど所要の措置を講ずること。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	精査中 （－ 百万円） （－ 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 生命保険料控除制度の拡充により、国民一人ひとりのニーズに沿った多様な生活保障の準備を推進し、安心かつ豊かでゆとりのある国民生活を確保する。 (2) 施策の必要性 人生 100 年時代を迎え、老後生活に向けた資産形成はもとより、医療などのニーズへの自助による備えが一層重要になっている。 こうした状況下において、生命・介護医療・個人年金保険が持つ私的保障の役割はますます大きなものとなっているほか、特に子どもを扶養している世帯においては、遺族の生活資金の備え等として、生命保険の遺族補償としての役割が高まっている。生命保険料控除の拡充は、様々な要因により経済の先行きに対する不透明感が高まる中においても、将来に向けた保障や資産形成への備えを継続する一助となり、ひいては、国民の相互扶助を後押しし、国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することとなる。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		政策の達成目標	個々人の多様な生活保障の準備を支援・促進することにより、国民生活の安定に資すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	約 990 万人（※） （出典：国税庁「令和 5 年分民間給与実態統計調査」及び「令和 5 年分申告所得税標本調査」（直近の公表数値は令和 6 年分であるものの、令和 6 年に措置された定額減税の影響を大きく受けるため、令和 5 年版の数値を使用）） ※生命保険料控除適用者数に、制度拡充後（見込）の影響を加味した数字を記載
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	遺族の生活困窮の防止や子どもの教育機会の確保に向けた遺族保障の充実に繋がる見込み。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	国民一人ひとりのニーズに沿った、生活保障の充実が求められている。一方で、生命保険については、「遺族保障」として年間約 3 兆円の死亡保険金が支払われているところであるが、子を扶養する国民が加入している死亡保険金額は平均 1,322 万円であり、遺族の生活資金の備えとして（国民が）必要と考える死亡保険金額 2,224 万円に比べて 6 割程度に留まっている（※）。

			このため、今後も、個々人の多様な生活保障の準備を税制面から支援・促進する生命保険料控除制度を拡充していく措置が必要になるものとする。 本要望は、こうした趣旨を実質的に担保しようとするものであり、国民生活の安定に寄与するために妥当な措置と考える。 （出典：生命保険文化センター「令和7年度 生活保障に関する調査」） ※扶養する子どもの有無を加味した金額を記載																																																																																										
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	（給与所得者数に占める保険料控除適用者数の割合※（％）） <table><tr><td></td><td>平成29年</td><td>平成30年</td><td>令和元年</td><td>令和2年</td><td>令和3年</td><td>令和4年</td><td>令和5年</td><td>令和6年</td></tr><tr><td>一般生命</td><td>74.2</td><td>73.5</td><td>73.5</td><td>69.7</td><td>69.5</td><td>69.1</td><td>68.3</td><td>65.5</td></tr><tr><td>介護医療</td><td>51.3</td><td>50.0</td><td>53.0</td><td>52.2</td><td>54.3</td><td>56.1</td><td>57.0</td><td>55.7</td></tr><tr><td>個人年金</td><td>17.9</td><td>17.8</td><td>17.6</td><td>17.0</td><td>16.9</td><td>16.5</td><td>16.2</td><td>16.6</td></tr><tr><td>全体</td><td>77.2</td><td>76.7</td><td>77.2</td><td>73.5</td><td>73.5</td><td>73.5</td><td>73.2</td><td>70.8</td></tr></table> （出典：国税庁「民間給与実態統計調査」） （一人当たりの保険料控除額※（万円）） <table><tr><td></td><td>平成29年</td><td>平成30年</td><td>令和元年</td><td>令和2年</td><td>令和3年</td><td>令和4年</td><td>令和5年</td><td>令和6年</td></tr><tr><td>一般生命</td><td>4.0</td><td>3.9</td><td>3.9</td><td>3.9</td><td>3.8</td><td>3.7</td><td>3.6</td><td>3.6</td></tr><tr><td>介護医療</td><td>3.0</td><td>3.0</td><td>3.1</td><td>3.1</td><td>3.1</td><td>3.2</td><td>3.2</td><td>3.2</td></tr><tr><td>個人年金</td><td>4.4</td><td>4.3</td><td>4.3</td><td>4.3</td><td>4.3</td><td>4.3</td><td>4.3</td><td>4.3</td></tr><tr><td>全体</td><td>6.8</td><td>6.7</td><td>6.7</td><td>6.8</td><td>6.8</td><td>6.8</td><td>6.8</td><td>6.8</td></tr></table> （出典：国税庁「民間給与実態統計調査」） ※年末調整対象者のうち納税者を対象として算定			平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	一般生命	74.2	73.5	73.5	69.7	69.5	69.1	68.3	65.5	介護医療	51.3	50.0	53.0	52.2	54.3	56.1	57.0	55.7	個人年金	17.9	17.8	17.6	17.0	16.9	16.5	16.2	16.6	全体	77.2	76.7	77.2	73.5	73.5	73.5	73.2	70.8		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	一般生命	4.0	3.9	3.9	3.9	3.8	3.7	3.6	3.6	介護医療	3.0	3.0	3.1	3.1	3.1	3.2	3.2	3.2	個人年金	4.4	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	全体	6.8	6.7	6.7	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8
		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年																																																																																				
	一般生命	74.2	73.5	73.5	69.7	69.5	69.1	68.3	65.5																																																																																				
	介護医療	51.3	50.0	53.0	52.2	54.3	56.1	57.0	55.7																																																																																				
個人年金	17.9	17.8	17.6	17.0	16.9	16.5	16.2	16.6																																																																																					
全体	77.2	76.7	77.2	73.5	73.5	73.5	73.2	70.8																																																																																					
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年																																																																																					
一般生命	4.0	3.9	3.9	3.9	3.8	3.7	3.6	3.6																																																																																					
介護医療	3.0	3.0	3.1	3.1	3.1	3.2	3.2	3.2																																																																																					
個人年金	4.4	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3																																																																																					
全体	6.8	6.7	6.7	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8																																																																																					
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—																																																																																												
租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	民間調査会社によるアンケート調査によれば、回答者の約6割が、生命保険料控除制度が拡充された場合、生命保険への加入もしくは加入を検討したいと回答（※）しており、制度の拡充によって生命保険への加入インセンティブは高まることが予想される。 （※）生命保険料控除制度拡充に対する意識調査結果 <table><tr><th>質問</th><th>回答</th><th>回答割合</th></tr><tr><td rowspan="3">仮に、生命保険料控除制度の控除限度額が拡充されたとすれば、今後の生命保険・年金保険についてどう考えるか。</td><td>新規加入・増額をしたい</td><td>7.6％</td></tr><tr><td>新規加入・増額を前向きに検討したい</td><td>22.2％</td></tr><tr><td>新規加入・増額をどちらかと言えば検討したい</td><td>25.7％</td></tr></table> （出典：日経リサーチ「生保関連税制に関するアンケート調査 2026」） 生命保険料控除制度の拡充により、今後の加入率増加や加入金額の上乗せによる生活保障の促進が見込まれ、有効である。		質問	回答	回答割合	仮に、生命保険料控除制度の控除限度額が拡充されたとすれば、今後の生命保険・年金保険についてどう考えるか。	新規加入・増額をしたい	7.6％	新規加入・増額を前向きに検討したい	22.2％	新規加入・増額をどちらかと言えば検討したい	25.7％																																																																																	
質問	回答	回答割合																																																																																											
仮に、生命保険料控除制度の控除限度額が拡充されたとすれば、今後の生命保険・年金保険についてどう考えるか。	新規加入・増額をしたい	7.6％																																																																																											
	新規加入・増額を前向きに検討したい	22.2％																																																																																											
	新規加入・増額をどちらかと言えば検討したい	25.7％																																																																																											

	前回要望時の達成目標	個々人の多様な生活保障の準備を支援・促進することにより、国民生活の安定に資すること。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		平成 24 年に一般生命・介護医療・個人年金の 3 つの控除からなる制度に改組された（平成 23 年までは生命・個人年金の 2 つの控除）。 本制度の拡充については、平成 27（2015）年度税制改正より継続して要望しており、令和 6 年度要望においては、子育て世帯に対する控除を手厚くするよう要望したところ、令和 6 年度税制改正では手当されず、税制改正大綱において、令和 7 年度税制改正で検討し結論を得ることとされ、令和 7 年度税制改正では、令和 8 年中の 1 年間の時限的な措置とされた。 令和 8 年度要望においては、恒久的な措置とするよう要望したところ、令和 8 年中とされていた適用期限を 1 年延長することとされた。

令和 9 年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

(金融庁総合政策課)

項 目 名	リート及び特定目的会社に係る登録免許税の特例措置の延長		
税 目	登録免許税		
要 望 の 内 容	投資法人、投資信託及び特定目的会社（以下「リート等」という。）が取得する不動産に係る登録免許税の特例措置について適用期限を２年間（令和 11 年 3 月 31 日まで）延長すること。 ※ 土地以外の不動産に係る 所有権移転登記（リート等）		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１ 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		政策の達成目標	我が国の市場機能の強化のための制度・環境を整備することにより、不動産証券化市場の更なる発展を促すこと。 リート等の資産総額目標 （令和２年度約 25.5 兆円→令和 12 年度頃約 40 兆円） ※特定目的会社等が開発した不動産をリートが一部取得しており、特定目的会社等による不動産取得は間接的に目標達成へ寄与している。 なお、特定目的会社等については、主に開発目的で組成されるものであり、資産流動化計画の計画期間終了前に売却すること多いため、特定目的会社等の資産総額を政策目標の達成度を測る指標に含めると一時的な物件の取得・売却が資産総額の値に大きな影響を与えるため、政府目標（約 40 兆円）には含めていない。
		租税特別措置の適用又は延長期間	２年間延長すること。
		同上の期間中の達成目標	リート等の資産総額 （令和２年度約 25.5 兆円→令和 10 年度 37 兆円→令和 12 年度頃約 40 兆円）
		政策目標の達成状況	令和 6 年度末時点のリート等の資産総額は約 33 兆円。
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和 7 年度：287 件 令和 8 年度：287 件 令和 9 年度：287 件 ※令和 5 年度-令和 6 年度平均件数
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置は、近年の建築費高騰等による不動産価格の上昇や金利環境変化による借入コストの上昇といったコスト環境の変化など、リート等を取り巻く環境が変動する中で、リート等が物件を取得するための総費用を軽減する措置であるため、取得の際の経済的なインセンティブとして有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	リート等による不動産取得に係る不動産取得税の軽減措置（地方税法附則第 11 条第 3 項～5 項）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—															
		要望の措置の妥当性	政策目標（リート等の資産総額を2030年頃までに約40兆円にすること）を達成するためには、リート等が不動産を取得しやすい環境を整備する必要がある。特に足元では、建築費の高騰や金利環境の変化等を背景に、不動産取得における事業環境が厳しさを増しているところであり、不動産証券化を通じた資金調達を促進することが重要となっている。本特例措置は、事業のイニシャルコストを支援することを目的とするものであり、この点について、実際の事業に対する支援としては、補助金による支援も考えられるが、予算制度については支援決定まで支援水準が確定しない等の事情があることから、広く個々の物件取得を促す観点からは、高い予測可能性の下で行動変容を促す本特例により措置することが妥当である。															
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<table><tr><td></td><td>適用件数</td><td>適用額</td><td>減収額</td></tr><tr><td>令和4年</td><td>1160件 (143件)</td><td>147,318百万円</td><td>1,031百万円 (1,566百万円)</td></tr><tr><td>令和5年</td><td>381件 (143件)</td><td>116,419百万円</td><td>815百万円 (1,566百万円)</td></tr><tr><td>令和6年</td><td>192件 (143件)</td><td>122,150百万円</td><td>855百万円 (1,566百万円)</td></tr></table>		適用件数	適用額	減収額	令和4年	1160件 (143件)	147,318百万円	1,031百万円 (1,566百万円)	令和5年	381件 (143件)	116,419百万円	815百万円 (1,566百万円)	令和6年	192件 (143件)	122,150百万円	855百万円 (1,566百万円)
			適用件数	適用額	減収額													
		令和4年	1160件 (143件)	147,318百万円	1,031百万円 (1,566百万円)													
		令和5年	381件 (143件)	116,419百万円	815百万円 (1,566百万円)													
	令和6年	192件 (143件)	122,150百万円	855百万円 (1,566百万円)														
(出典：法務省「登記統計」より推計) ※()は令和7年度要望時における適用件数又は減収額の見込み値。																		
(前回要望との乖離の理由) 前回要望時は不動産証券化実態調査等を基に推計した数値を採用していたが、法務省「登記統計」に基づく実数ベースでの整理に変更したところ、各調査における集計方法や算出方法の違いにより数値に乖離が生じている。																		
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—																	
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	本特例措置は、近年の建築費高騰等による不動産価格の上昇や金利環境変化による借入コストの上昇といったコスト環境の変化など、リートを取り巻く環境が変動する中で、定率でリート等が物件を取得するための総費用を軽減する措置であるため、取得の際の経済的なインセンティブとして有効であり、リート等が取得した資産は政府目標に向けて順調に増加傾向である。																	
前回要望時の達成目標	我が国の市場機能の強化のための制度・環境を整備することにより、不動産証券化市場の発展を促すこと。																	

	前回要望時から の達成度及び目標 に達していない場合の 理 由	「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」（令和４年６月７日閣議決定）において、優良な不動産ストックの形成等のため、2030年頃までにリート等の資産総額を約40兆円とすることを目標としており、令和８年中には約34兆円を達成する見込みである。
これまでの 要 望 経 緯	平成10年度要望（新設） 平成13年度要望（拡充及び延長） 平成16年度要望（延長） 平成18年度要望（延長） 平成20年度要望（延長） 平成22年度要望（延長） 平成25年度要望（延長） 平成27年度要望（拡充及び延長） 平成29年度要望（延長） 令和元年度要望（延長） 令和３年度要望（延長） 令和５年度要望（延長） 令和７年度要望（延長）	

要望内容と自己点検の関係

措置名：リート及び特定目的会社に係る登録免許税の特例措置の延長

- 自己点検において設定した短期アウトカム指標である「特定目的会社等による資産対応証券の発行額等（うち不動産を原資産として発行したもの）」については、目標値 1,300 億円に対し、令和 6 年度の実績は 2,258 億円となっており、短期アウトカムを達成している。また、長期アウトカム指標である「リート等の資産総額」については、令和 6 年度末時点で約 32.6 兆円となっており、政府目標である「2030 年頃までに約 40 兆円」に向けて着実に増加している（※）。
（※）特定目的会社等が開発した不動産をリートが一部取得しており、特定目的会社等による不動産取得は間接的に目標達成に寄与している。
- そのため、近年、建築費の高騰・不動産価格の上昇・金利上昇による資金調達コストの増加など、事業コスト全体が増大する中でも、本措置は、取得判断への経済的インセンティブとして引き続き機能していると受け止めている。
- 長期アウトカムは達成途上にあり、政府目標達成に向けてなお約 7 兆円の積み上げが求められる。不動産証券化市場のさらなる発展に向けては、特定目的会社等による不動産取得・開発を引き続き促進していくことが重要である。本特例措置を廃止した場合には、不動産取得時のコスト増加を通じて不動産証券化の取組に影響を与え、不動産証券化市場の成長や政府目標の達成に支障が生じるおそれがある。
- 以上の点を踏まえ、本要望においては、現行の特例措置（13/1000）を維持した上で、適用期限を 2 年間（令和 11 年 3 月 31 日まで）延長することとしている。

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（金融庁企画市場局信用課）

項 目 名	特例事業者等が不動産特定共同事業契約に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に係る税率の特例措置の延長		
税 目	登録免許税		
要 望 の 内 容	特例事業者等※が不動産特定共同事業契約により一定の建設又は改修を行うために不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に係る税率の特例措置を 2 年間（令和 11 年 3 月 31 日まで）延長する。		
	※不動産特定共同事業法（平成 6 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 9 項に規定する特例事業者、同条第 11 項に規定する適格特例投資家限定事業者、同条第 7 項に規定する小規模不動産特定共同事業者		
	特例事業者等に係る特例税率：13/1000（移転登記） ： 3/1000（保存登記） 【参考】 本則税率：20/1000（移転登記） ： 4/1000（保存登記） 土地の所有権移転登記等に係る特例税率：15/1000		
	<関連条文> 租税特別措置法第 83 条の 3、登録免許税法別表第 1 ー（一）、同法別表第 1 ー（二）ハ、租税特別措置法施行令第 43 条の 3、租税特別措置法施行規則第 31 条の 5 の 2		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	－ 百万円 (－ 百万円) (－ 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 不動産証券化の手法の一つである不動産特定共同事業における特例事業者及び適格特例投資家限定事業者が行う建築物の耐震化や老朽不動産の再生等の事業に係る不動産取得コストを軽減することで、優良な不動産ストックの形成を推進する。 また、小規模不動産特定共同事業者及び小規模特例事業者における不動産取得コストを軽減することで、特に地域における小規模不動産の再生等を促進する。 (2) 施策の必要性 我が国においては、老朽化する不動産ストックの増加が見込まれるところ、老朽化した不動産ストックの増加は、地域の魅力を低下させ、地域経済の持続的な成長を阻害する要因となりうることからこうした不動産ストックを適切に維持管理・更新し、地域経済の持続的な成長等に資する優良な不動産ストックを形成することは引き続き重要な課題となっている。 一方で、近年は、建築費の高騰や不動産価格の上昇に加え、金利上昇による資金調達コストの増加等により、不動産取得における事業環境は厳しさを増しており、新規供給の停滞も見られる状況にある。 このような環境下において、不動産証券化は、民間投資を幅広く呼び込み、不動産市場における資金調達のための重要な手段であるところ、不動産特定共同事業は不動産証券化の1つの手法として、老朽化不動産の開発・改修において、投資家や地域ステークホルダーからの出資による資金調達を可能とするものである。 不動産特定共同事業は、不動産の開発・改修行為への活用が可能であるほか、現物不動産を対象とすることから、不動産信託受益権を扱う他の証券化手法と比較して物件を受益権化する際のコストなどのスキーム組成にかかるコストを抑えられる等の利点があり、収益性が低くコスト負担の影響を受けやすい小規模な不動産も含め、老朽化・陳腐化した不動産の更新・再生のために幅広い投資家から投資を呼び込むことができる手法として、全国の様々な地域において活用されており、地域の老朽・遊休ストックを更新し、地域課題の解決や魅力向上に資する優良な不動産ストックの形成に資するものである。 本特例措置は、不動産特定共同事業における特例事業者等が一定の開発・改修に係る事業を行う場合に不動産を取得する際のコスト負担を軽減し、不動産取得を円滑に行う環境を整備することにより、不動産特定共同事業を通じた不動産市場への民間投資の呼び込みを促進するものであり、不動産取得時の経済的なインセンティブとして有効である。また、政府目標である「リート等の資産総額を2030年頃までに約40兆円とすること」の達成に向けた取組を強力に推進する観点からも、本特例措置を延長することが必要である。		
今回の要望（租税特別措置	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」（令和4年6月7日閣議決定） 「優良な不動産ストックの形成等のため、2030年頃までにリート等の資産総額を約40兆円とすることを目標とし、2022年度中にヘルスケアリートの活用に係るガイドラインを見直すとともに、2023年度中に不動産分野TCFD対応ガイダンスの改訂等により、リート等のアセットタイプの多様化や不動産投資市場におけるESG投資の促進を図る。」 施策Ⅲ－1 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備

		政 策 の 達 成 目 標	リート等の資産総額 (令和2年：約25兆円→令和12年頃：約40兆円)
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	2年間（令和9年4月1日～令和11年3月31日）
		同上の期間 中 の 達 成 目 標	リート等の資産総額 (令和2年度：約25兆円→令和10年度：約37兆円→令和12年 度頃：約40兆円)
		政策目標の 達 成 状 況	令和6年度末時点のリート等の資産総額：約33兆円
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	令和7年度：6件 令和8年度：6件 令和9年度：6件 ※令和5年度 - 令和6年度平均数
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	本特例措置は、近年の建築費高騰等による不動産価格の上昇や 金利環境変化による借入コストの上昇といったコスト環境の変 化など、不動産特定共同事業を取り巻く環境が変動する中で、 定率で特例事業者等が物件を取得するための総費用を軽減する 措置であるため、取得の際の経済的なインセンティブとして有 効である。
	相 当 性	当該要望項 目以外の税 制上の措置	特例事業者等が不動産特定共同事業契約に基づき不動産を取得 した場合に係る課税標準の特例措置（不動産取得税） (地方税法附則第11条第12項)
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	—
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	—
		要望の措置 の 妥 当 性	建築費の高騰や金利環境の変化等を背景に、不動産取得にお ける事業環境が厳しさを増しているところ、不動産特定共同事 業は、民間投資を幅広く呼び込み、不動産市場における資金調 達を行う手段の1つであり、特定の現物不動産の開発・改修行 為も含め出資対象とできることから、小規模な不動産も含め、 全国の様々な地域において、地域の老朽・遊休ストックを更新 し、地域課題の解決や魅力向上に資する優良な不動産ストック の形成に資するものとして活用されている。 本特例措置は、事業のイニシャルコストを支援することを目 的とするものであり、この点について、実際の事業に対する支 援としては、補助金による支援も考えられるが、予算制度につ いては支援決定まで支援水準が確定しない等の事情があること

			から、広く個々の物件取得を促す観点からは、高い予測可能性の下で行動変容を促す本特例により措置することが妥当である。																
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<table><tr><td></td><td>適用件数</td><td>適用額</td><td>減収額</td></tr><tr><td>令和4年</td><td>6件(10件)</td><td>1,887百万円</td><td>5百万円 (9.3百万円)</td></tr><tr><td>令和5年</td><td>8件(10件)</td><td>6,790百万円</td><td>38百万円 (9.3百万円)</td></tr><tr><td>令和6年</td><td>3件(10件)</td><td>4,085百万円</td><td>29百万円 (9.3百万円)</td></tr></table>		適用件数	適用額	減収額	令和4年	6件(10件)	1,887百万円	5百万円 (9.3百万円)	令和5年	8件(10件)	6,790百万円	38百万円 (9.3百万円)	令和6年	3件(10件)	4,085百万円	29百万円 (9.3百万円)	(出典：法務省「登記統計」より推計) ※ () は令和5年度、令和7年度要望時における適用件数又は減収額の見込み値。 (前回要望との乖離の理由) 前回要望時は不動産証券化実態調査等を基に推計した数値を採用していたが、法務省「登記統計」に基づく実数ベースでの整理に変更したところ、各調査における集計方法や算出方法の違いにより数値に乖離が生じている。
			適用件数	適用額	減収額														
	令和4年	6件(10件)	1,887百万円	5百万円 (9.3百万円)															
	令和5年	8件(10件)	6,790百万円	38百万円 (9.3百万円)															
	令和6年	3件(10件)	4,085百万円	29百万円 (9.3百万円)															
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—																	
租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	本特例措置は、近年の建築費高騰等による不動産価格の上昇や金利環境変化による借入コストの上昇といったコスト環境の変化など、不動産特定共同事業を取り巻く環境が変動する中で、定率で特例事業者等が物件を取得するための総費用を軽減する措置であるため、取得の際の経済的なインセンティブとして有効であり、特例事業者等が取得した資産は政府目標に向けて順調に増加傾向にある。																		
前回要望時の達成目標	リート等の資産総額 (令和2年度約 25.5 兆円→令和8年度約 34 兆円→令和12年度頃約 40 兆円)																		
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和6年度末時点のリート等の資産総額：約 33 兆円 (令和8年中には約 34 兆円を達成する見込みであり、達成目標に向けて着実に推移している)																		
これまでの要望経緯	平成25年度 創設 平成27年度 適用期限の2年延長 倉庫及びその敷地を適用の対象に追加 平成29年度 適用期限の2年延長																		

		小規模不動産特定共同事業者、小規模特例事業者、一定の適格特例投資家限定事業者を対象に追加
	平成 31 年度	適用期限の 2 年延長 特例事業者及び適格特例投資家限定事業者に係る特例措置の要件のうち、「工事の竣工後 10 年以内の譲渡」の要件の撤廃、借地上の建物の追加
	令和 3 年度	適用期限の 2 年延長 保育所及びその敷地を適用の対象に追加 特例事業者及び適格特例投資家限定事業者に係る特例措置の要件のうち、建築物の規模要件の緩和
	令和 5 年度	適用期限の 2 年延長
	令和 7 年度	適用期限の 2 年延長 特例事業者及び適格特例投資家限定事業者に係る特例措置の要件のうち、不動産取得後の着工までの期間の要件を「2 年→3 年」に緩和、対象となる建物の築年数の要件を「10 年→15 年」に見直し

要望内容と自己点検の関係

措置名：特例事業者等が不動産特定共同事業契約に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に係る税率の特例措置

自己点検においては、本特例措置の短期アウトカム指標として「特例事業者等による不動産取得件数」を設定し、令和6年度の実績は目標値を上回っており、短期アウトカムは達成していると評価される。

長期アウトカムである「リート等の資産総額 2030 年頃までに約 40 兆円」については、令和6年度末時点で約 33 兆円と未到達であるが、近年の成長が継続した場合の目標達成が見込まれる段階にあり、不動産特定共同事業は資産総額の毎年の増加分において一定の割合を占め、着実に寄与している。

そのため、近年、建築費の高騰・不動産価格の上昇・金利上昇による資金調達コストの増加など、事業コスト全体が増大する中でも、本特例措置は、取得判断への経済的インセンティブとして引き続き機能していると受け止めている。

長期アウトカムは達成途上にあり、なお約 7 兆円の積み上げが求められる。引き続き本特例措置による取得コスト軽減を通じて優良な不動産ストック形成への投資資金を拡大し、不動産証券化市場の成長を後押しすることが不可欠である。

以上の自己点検結果を踏まえ、政府目標の達成に向けた継続的な取り組みの必要性及び本特例措置の有効性が認められることから、適用期限を令和 11 年 3 月 31 日まで 2 年間延長するものである。

項 目 名		民法の改正（遺言制度の見直し）に伴う所要の措置						
税 目		相続税、所得税、贈与税						
要 望 の 内 容	現行の民法（明治 29 年法律第 89 号）では、遺言は書面又は文字情報に係る電磁的記録をもって作成されることが前提とされているところ、令和 8 年特別国会において成立した「民法等の一部を改正する法律」（令和 8 年法律第 45 号。以下「本改正法」という。）により、特殊な場面のみで許される遺言（船舶遭難者等遺言）として、録音・録画に係る電磁的記録をもって遺言を作成することが可能な方式が追加されたことを受け、本改正法の施行後は、「遺言書」（遺言内容が書面又は文字情報に係る電磁的記録に化体されたもの）に該当しない遺言もあり得ることとなる。 本改正法による改正後の民法において、遺言書及び録音・録画に係る電磁的記録により作成された遺言を「遺言書等」と定義していることなどを踏まえ、相続税法及び所得税法等において「遺言書」という文言が用いられている規定につき、所要の措置を講ずる。							
	<table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>— 百万円</td></tr><tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（ — 百万円）</td></tr><tr><td>（改 正 増 減 収 額）</td><td>（ — 百万円）</td></tr></table>			平年度の減収見込額	— 百万円	（制度自体の減収額）	（ — 百万円）	（改 正 増 減 収 額）
平年度の減収見込額	— 百万円							
（制度自体の減収額）	（ — 百万円）							
（改 正 増 減 収 額）	（ — 百万円）							
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 近年の情報通信技術の進展及び普及等の社会情勢に鑑み、遺言制度を国民にとってより一層利用しやすいものとする観点から、遺言者が電子的な手段を用いて作成することのできる新たな遺言の方式に関する規律を整備する必要がある。							
	(2) 施策の必要性 上記政策目的に基づき、令和 8 年特別国会において成立した本改正法のうち、特殊な場面のみで許される遺言（船舶遭難者等遺言）として、録音・録画に係る電磁的記録で遺言を作成することが可能な方式を追加する規定については、本改正法の公布日（令和 8 年 6 月 24 日）から 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされているため、相続税法及び所得税法等において「遺言書」という文言が用いられている規定についても、速やかに所要の措置を講ずる必要がある。							

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（金融庁総合政策課）

項 目 名	国債に関する税制の検討		
税 目	—		
要 望 の 内 容	国債保有者層の多様化を通じた安定的な国債保有者層の構築と、個人投資家の資産形成ニーズへの対応の観点から、必要に応じ、所要の措置を検討する。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改 正 増 減 収 額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 現行制度を踏まえ、必要に応じ、所要の措置を検討すること。		
	(2) 施策の必要性 現行制度を踏まえ、必要に応じ、所要の措置を検討する必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置 の 妥 当 性	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別 措 置 の 適用実績	—
		租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	—
		租税特別措 置の適用に よる 効 果 (手段として の有効性)	—
		前回要望時 の達成目標	—
		前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—
これまでの 要 望 経 緯			—